

「青の国ふだい」ファン会員登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、普代村に関心を寄せる方々に対して、復興の様子、四季折々の魅力イベント、観光、物産等の情報を広く発信することで、村特産品の消費拡大やイベント等での交流人口拡大を図るため、青の国ふだいファン会員（以下「会員」という。）の登録に関して必要なことを定める。

(登録資格)

第2条 会員として登録できる者は、普代村外に在住し、普代村に愛着を持つ方であれば年齢、性別及び国籍は問わないものとする。

(登録申請)

第3条 会員に登録を希望する者は、青の国ふだいファン会員登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を村長に提出する。
2 登録申請書の提出方法は、来庁、郵便、ファックス及び電子メールいずれかとする。

(会員登録等)

第4条 村長は、前条の規定により申請した者を会員として承認した場合は、青の国ふだいファン会員登録名簿（様式第2号）に登録し、青の国ふだいファン会員パスポート（以下「パスポート」という。）を交付する。
2 会員の有効期限は、パスポートの発行日から5年間とする。
3 原則として、会員の有効期限内は、会員の登録の抹消はしない。

(会費等)

第5条 会員の登録における登録料は1万円とする。
2 会員の年会費は無料とする。
3 既に納付された登録料は、返金しない。

(会員の役割)

第6条 会員として登録した者は、次に掲げる事項について協力するものとする。
(1) 普代村とのつながりを大事にいただくこと。
(2) 普代村の今後の発展に関するアドバイスをいただくこと。
(3) 普代村を訪れていただき、人・自然・食等を満喫していただくこと。
(4) 普代村の魅力向上に対する支援をいただくこと。
(5) 普代村を宣伝していただくこと。

(6) 普代村の特産品等の消費拡大に対する支援をいただくこと。

(村の役割)

第7条 普代村は、第1条の目的を達成するため、会員として登録した者のために次の役割を担うものとする。

- (1) 村の刊行物等の送付による情報提供
- (2) 会員への特典・サービスの提供
- (3) 会員からの意見に対する適切な対応
- (4) 普代村を訪れた方に対するおもてなしの心を持った対応
- (5) 会員と村民の交流機会の創出
- (6) その他村長が第1条の目的に即して必要と認める事業

(個人情報の保護)

第8条 村長は、普代村個人情報保護条例（平成17年3月9日条例第2号）の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱い、登録申請書に含まれる個人情報を第6条以外の目的で使用してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会員等の登録に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布日から施行する。